

高松市監査委員告示第22号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年8月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	大	西		智
同	山	下		誠

# 監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和5年8月31日)



## 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)

## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ2 高松市の関連諸団体

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市文化財保護協会）	P145、278	創造都市推進局	文化財課	R5.7.20

監査実施年度 平成25年度

監査テーマ 高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
2	意見	庵治ほっとぴあんの今後の在り方検討について	P93	健康福祉局	保健医療政策課	R5.7.24

監査実施年度 令和3年度

監査テーマ 高松市の契約・選定事務

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
3	意見	契約金額の妥当性について、プロポーザル時の提案額と契約金額の相違点を明確にし、見積調書を作成することについて（観光サイトを活用した情報発信業務）	P180	創造都市推進局	観光交流課	R5.7.11

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市文化財保護協会）	
意見の内容	団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。 また、10万円など、一定額以上の支払いが予定される場合、契約（発注）以前に承認を得る制度とすることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P145、278	
報告書への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年7月20日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措置結果	本件意見については、令和5年度当会総会において処務規程を改正し、支出は、原則として支出何により決裁を受けた上で行うこととし、契約は、本市に準じた方法により行うこととした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	庵治ほっとぴあんの今後の在り方検討について	
意見の内容	健康増進施設の整備をどの程度自治体が行うべきか、以前から民業圧迫論が展開されてきた。少なくとも当施設のように、高率の財政負担を行いつつ施設運営を続けていくことには問題があると考えられる。次の指定管理期間の開始前に、施設の廃止や民間への移譲などの方策を含む施設の今後のあり方について、検討していく必要がある。	
報告書該当 ページ	P93	
報告書への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/ho2013218.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年7月24日
所管課等	健康福祉局 保健医療政策課
措置結果	<p>本件意見については、令和元年10月に、3年度以降における庵治ほっとぴあんに係る施設運営の在り方について検討した結果、2年度に指定管理者を公募し、その応募状況に応じて、対処方法を決定することとした。</p> <p>しかしながら、指定管理者の応募がなかったことから、2年12月に、再度、検討した結果、施設の廃止等は行わず再募集し、指定管理者による管理運営を継続することとした。</p> <p>なお、現在は、指定管理者により、適正に管理・運営されている。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	契約金額の妥当性について、プロポーザル時の提案額と契約金額の相違点を明確にし、見積調書を作成することについて（観光サイトを活用した情報発信業務）	
意見の内容	随意契約により、契約されるため、契約金額の妥当性について、プロポーザル時の提案額との相違点を明確にする必要がある。当初からの増加分の理由も記載したうえで、見積もり調書を作成することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P180	
報告書への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年7月11日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、令和5年3月から、プロポーザル時の提案額と予定金額に相違がある場合は、その理由を見積調書に記載することにより、契約金額との妥当性について明確にすることとした。